

第3期八百津町特定健康診査等実施計画
変更計画

1. 第3期八百津町特定健康診査等実施計画の概要

八百津町では、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下、高確法とする）に基づき、平成20年度から平成24年度までを第1期、平成25年度から平成29年度までを第2期、平成30年度から2023年度までを第3期とした「特定健康診査等実施計画」を策定し、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施してきた。

本計画は、八百津町国民健康保険被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に関する基本事項について定めるものである。

また、「第3期八百津町国民健康保険特定健康診査等実施計画」の策定に当たっては、生活習慣病の予防・早期発見、早期治療、重症化予防などの観点から、優先的に取り組む肥満者対策として、特定保健指導に注目した「八百津町データヘルス計画」との整合性を図り、計画を策定した。

2. 特定健康診査等実施計画の見直し・変更

特定健康診査等実施計画は、第5章第2節「計画の評価と見直し」において、「本計画の進行管理及び評価・見直しは、「八百津町国民健康保険運営協議会」で行う。」と定めている。これに基づき、令和5年10月17日開催の令和5年度第2回八百津町国民健康保険運営協議会において協議され、下記のとおり計画の見直し、変更を行う。

3. 計画期間の変更（第1章第4節）

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等基本指針に即して、特定健康診査等実施計画を定めることとなっている。また、本計画は、特定保健指導に着目したデータヘルス計画とその上位計画である町の健康増進計画とも整合性を図っていく必要がある。

しかし、第3期特定健康診査等実施計画では、計画の期間を平成30年度から2023年度までの6年間としていたが、「第3次八百津町健康増進計画」および「第2期八百津町データヘルス計画」は2024年度までとなっており、本計画期間が異なっている。

以上のことから、計画期間を一致させることで他の計画との整合性を図り、調和のとれたものとし、町で一体的に健康づくり政策を実施するため、「第3期特定健康診査等実施計画」の期間を1年間延長し、平成30年度から令和6年度の7年間に変更するものとする。

なお、特定健康診査等実施計画の変更箇所については、下記のとおりとする]。

○主な関連計画の計画期間

